

事務連絡

平成20年2月6日

各都道府県高齢福祉主管課（室）御中

厚生労働省老健局 計画課  
振興課  
老人保健課

株式会社ベルーナが輸入した電動ベッドの無償改修について

平素より、高齢福祉行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、株式会社ベルーナが輸入・販売した電動ベッドに子供が首を挟まれて死亡するという重大事故が発生したことから、国民生活センターが調査を行ったところ、同社が輸入・販売した電動ベッドのうち、「ネオ・ユニバーサル」等の一部製品について、構造上の不具合があることが明らかになりました。

このため、経済産業省より、消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故として別添1のとおり公表され、同社においては、別添2のとおり製品の無償改修の実施等を行っているところです。

本製品は、介護保険法における福祉用具貸与の給付の対象となる製品ではありませんが、居宅介護支援計画上日常生活全般を支援する観点から、もしくは利用者の希望等により使用される場合が想定されることから、貴管内市町村、関係団体及び事業者等へ幅広く情報提供いただき、同製品の使用にあたっての注意喚起をお願いいたします。